

寒川町立寒川小学校 いじめ防止基本方針

学校は児童が安心して通え、安全に生活や学習ができる場でなくてはならない。昨今、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生していることを受け、国においても「いじめ防止対策推進法案」が制定された。本校においても学校全体としていじめ防止、いじめへの対応ほか日常的な教育相談や児童指導のあり方等についての体制を整備し安心・安全な学校づくりを推進するための基本方針をここに策定する。

1 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、絶対に「悪」であり、卑怯な「暴力」である。
- (2) いじめは、いじめる側が100%悪い。
- (3) いじめは、そのいじめを正当化する理由はない。
- (4) いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう絶対に許されない行為である。
- (5) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる問題である。
- (6) いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童にも注意を払う必要がある問題である。

2 いじめ対策の基本理念

- (1) いじめに対する基本的な考え方〔上記(1)~(6)〕を教職員が強く自覚する。
- (2) いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、児童に「いのち」の大切さと「正しい生き方」を教え、豊かな心を育む教育活動の充実に取り組む。
- (3) いじめは、人間として決して許されない行為であるという正しい認識を、子どもに関わるすべての大人がもつ。
- (4) いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであることを認識し、家庭や地域住民、関係機関とも十分連携して取り組む。
- (5) いじめは、児童が所属する集団の構造や人間関係に起因することから、互いの存在と人格を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくり・集団づくりを進める。

3 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止

- ① 「生命尊重」「他者理解・おもいやり」の心の育成
道徳を中心に、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを教育活動全体で育成する。
- ② コミュニケーション能力の育成
一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。
- ③ 自己有用感、自己肯定感の育成
児童が自分の存在が認められている、必要とされているという気持ち（自己有用感、自己肯定感）をもてるように、教育活動の様々な場面を活用、工夫する。
- ④ 標語や合言葉を活用して、いじめ防止に向けての意識を醸成する。
教職員のみならず、児童発の取り組みを継続的に起こしていく。（特別活動の活用）

(2) いじめの早期発見

- ① 日常的な観察、教育相談の充実

学校においては教職員が日頃から児童たちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な声かけや対応ができるように努める。

② 児童との良好な人間関係づくり（児童対教師）

困った時にも児童が相談しやすい人間関係づくりに努める。

③ アンケート調査の活用

アンケート調査等によって、定期的に児童たちの状況を把握するとともに一定期間調査結果を保存する。

(3) いじめの早期対応・早期解決

① 組織的な対応、報告・連絡・相談

いじめには、チームで組織的に対応する。特定の職員が抱え込む等の状況を起こさないために、関係職員のほか総括教諭・教育相談コーディネーター・養護教諭・管理職等の教職員が連携して、組織としてきめ細かい対応を心がける。なお、その際、報告・連絡・相談が速やかに行われるように留意する。

② いじめを受けている児童の安全確保

いじめを受けている児童を最後まで守り通すという認識のもと、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するための手立てを講じる。

③ いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及び保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を送らせるための指導や助言を行う。

(4) 家庭との連携

① 児童一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを大切に
する心」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、家庭との連携が不可欠である。様々な機会をとらえ保護者の考えや意見を聞くとともに、家庭の協力を求め、家庭への啓発に努める。

② 子どもたちが最も相談しやすい家庭と学校との信頼関係・連携の強化に努める。

(5) 関係機関との連携

① いじめの発生にあたっては町教育委員会ときめ細かな連絡を取り合う。

② 必要に応じて児童相談所、臨床心理士等との連携を図る。

(6) 地域との連携

① 子どもたちの健全な育成のためには、地域社会全体で子どもたちを見守り育てる体制の構築が不可欠である。日頃から地域住民との良好な協力関係を築いておきたい。また、児童たちが地域社会の中で活動する場面や地域の大人たちと接する中で、存在を認められるよう仕組み、環境づくりをすることも必要である。

(7) 重大事態への対応

① 重大事態とは

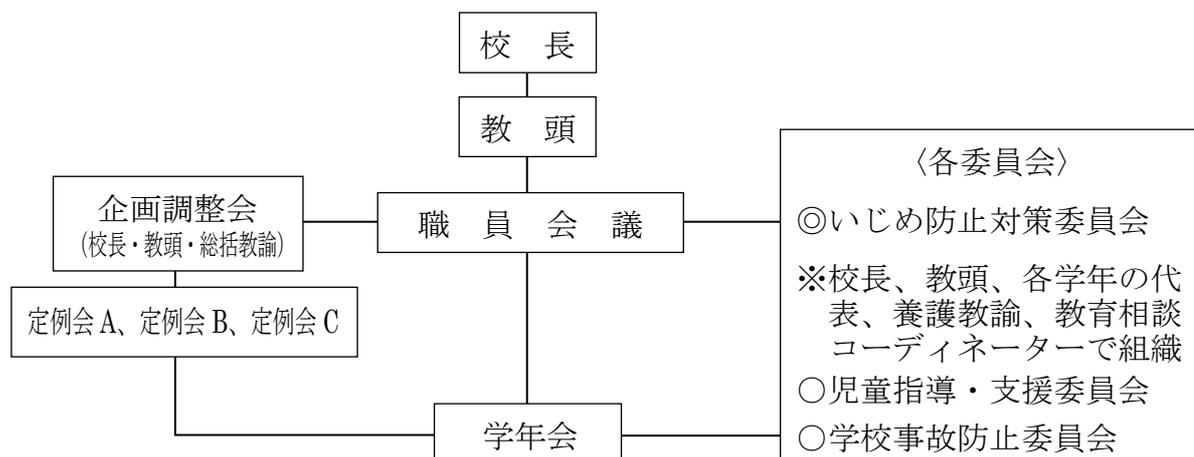
○いじめを受けた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

○いじめを受けた児童が、そのために相当の期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合

② 学校の対応

- 重大事態が発生した場合、町教育委員会への報告を行う。
- 管理職を中心として総括教諭等を加えた緊急対策チームを組織して対応にあたる。
- 適宜、臨時職員会議を招集して報告、協議等を行う。
- 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、的確に情報提供を行う。
- 学校が実施した調査結果等について町教育委員会に報告する。

4 いじめ防止等の対策のための校内組織



5 いじめ防止に関する年間計画

| 月 | 学校行事等 | 学級活動・調査・アンケート等 | 道徳教育の全体計画より |
|----|-----------------|--------------------------------|--|
| 4 | 始業式・入学式 遠足 | ・集団作り開始の期間 | 視点2「他の人とのかわりに 関すること」 〈低学年〉友達と仲良くし、助け 合う。 〈中学年〉相手のことを思いや り、進んで親切にする。友 達と互いに理解し、信頼し、 助け合う。 〈高学年〉互いを信頼し合い、 仲よく協力し助け合う。礼儀 正しく真心をもって、接する。 |
| 5 | 遠足 家庭訪問 | ・集団生活 ・基本的な生活習慣作り | |
| 6 | キャンプ 懇談会 | ・「いじめ」早期発見調査① | |
| 7 | 終業式 | ・一学期の振り返り ・いじめ等に関する相談 | |
| 8 | 夏休み | ・家庭との連絡、相談 | |
| 9 | 始業式 修学旅行 | ・振り返りを活かした目標設定 | |
| 10 | 運動会 | ・集団生活のルール ・人との正しい関わり方 | |
| 11 | 懇談会 たけのこ宿泊学習 | ・「いじめ」早期発見調査② | 特別活動より 児童会行事や学級会活動、委 員会活動を通して豊かな心 を育む。児童会行事等では 「たてわり遊び」や「あいさ つ運動」を実施。人権に関す る特設又は合科の授業を行 う。 |
| 12 | 教育面談 終業式 | ・いじめ等に関する相談 ・学校評価 ・二学期の振り返り | |
| 1 | 始業式 | ・振り返りを活かした目標設定 | |
| 2 | 懇談会 | ・「いじめ」早期発見調査③ ・情報モラル教育 | |
| 3 | 卒業式・修了式 | ・年間反省 | |

○「いじめ防止対策委員会」は定期的開催する。

平成26年5月19日策定
(平成30年2月14日改訂)